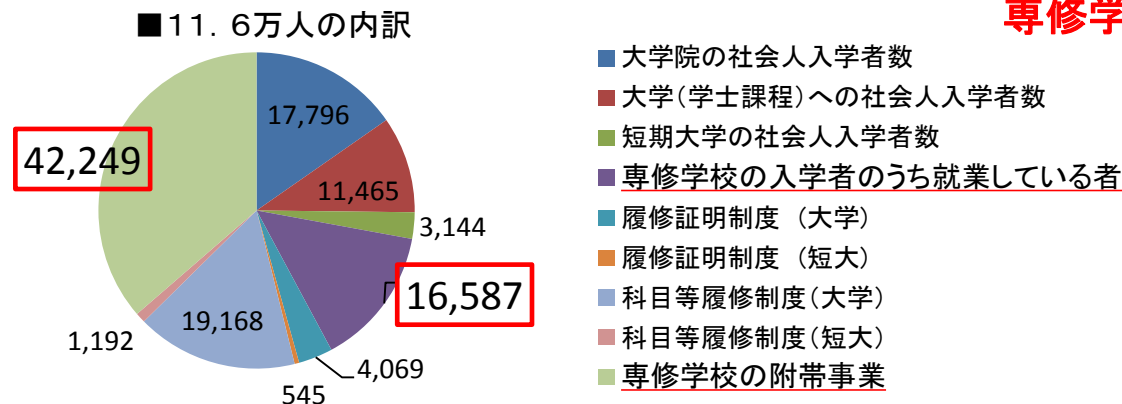


5. 社会人の学び直し

高等教育機関における社会人の学び直しに関する現状と課題

✓ 高等教育機関で学び直しを行っている人数(平成26年4月時点)は、**11.6万人**

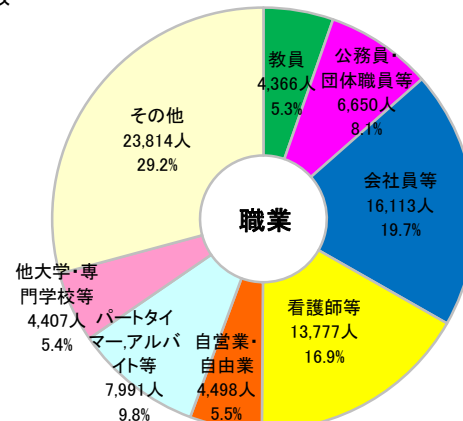
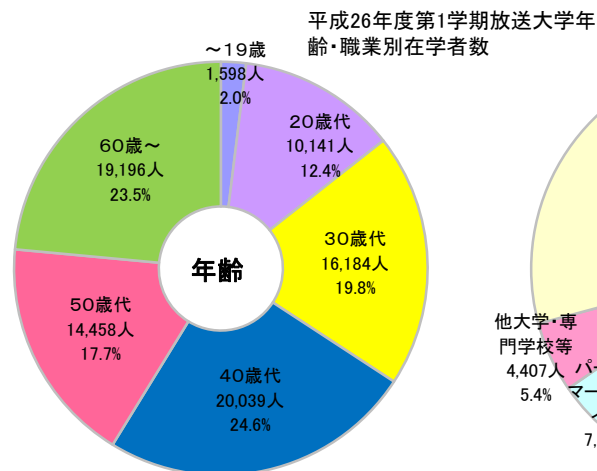
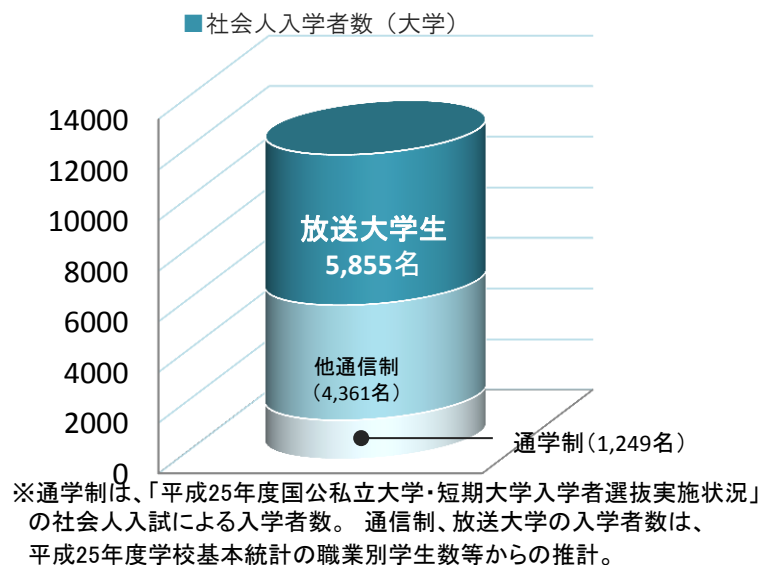
専修学校が約6万人と半数を占める



＜参考＞

■ 経産省によれば、前掲のとおり、2010年～20年の間に職種転換が必要となる人数は**年間20万人／年**であり、期間途中である本年度においても、同程度人数の職種転換が必要と推測される。

■ 大学(学士課程)への社会人入学者(11,465人)のうち、**51.1%**が放送大学生(**5,855人**)



※選科履修生・科目履修生等も含めた在学者数

高等教育機関における社会人の学び直しに関する現状と課題

✓ 我が国では、25歳以上の高等教育機関への入学者が少ない。

■25歳以上の入学者の割合の国際比較(2011)

【大学型高等教育機関(学士課程)】

・OECD各国平均19.6% **日本1.9%**

【非大学型高等教育機関】

・OECD各国平均39.8% **日本18.9%**

出典: OECD教育データベース2009年(日本の数値は「学校基本統計」と文部科学省調べによる社会人入学生数)

<参考>

■高等教育機関進学率(大学型高等教育) OECD各国平均60% **日本52%** 出典: 図表で見る教育 OECDインディケーター(2013年版)

✓ 高等教育機関での学び直しの課題として、仕事の忙しさ(時間)、費用負担、カリキュラムの充実を挙げる人が多い。

■「学び直しをする上での問題」について

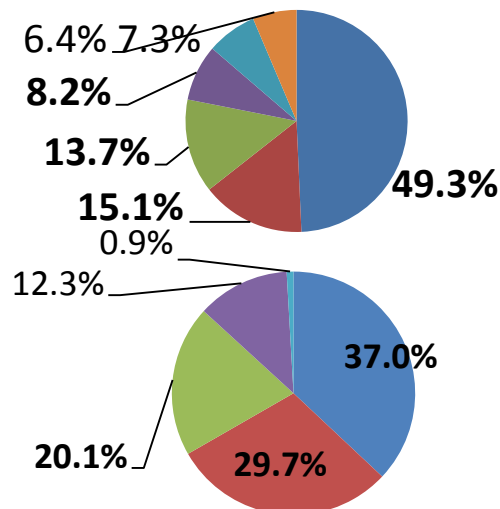
- ・費用負担が大きい **49.3%**
- ・仕事が忙しい **15.1%**
- ・カリキュラムが充実していない **13.7%**
- ・会社の理解が得にくい **8.2%**

■「学び直しに利用したい教育機関」について

- ・大学(学部・通信制) **37.0%**
- ・大学院 **29.7%**
- ・専修学校・専門学校 **20.1%**

- 費用負担が大きい
- 仕事が忙しい
- カリキュラムが充実していない
- 会社の理解が得にくい
- 通学に時間がかかる
- その他

- 大学(学部・通信制)
- 大学院
- 専修学校・専門学校
- 公共職業・民間教育訓練
- 短期大学



出典: 内閣府「若者・女性の活躍推進に関するアンケート調査」(H24)

✓ 企業が学び直しの課題として挙げられるものでも、仕事の忙しさや費用負担の回答が多い。

■「企業が基幹的人材の教育訓練を進める上での課題」について(複数回答可)

- ・従業員が忙しすぎて、教育訓練を受ける時間が無い **30.4%**
- ・社外の教育訓練機関を使うのにコストがかかりすぎる **21.6%**

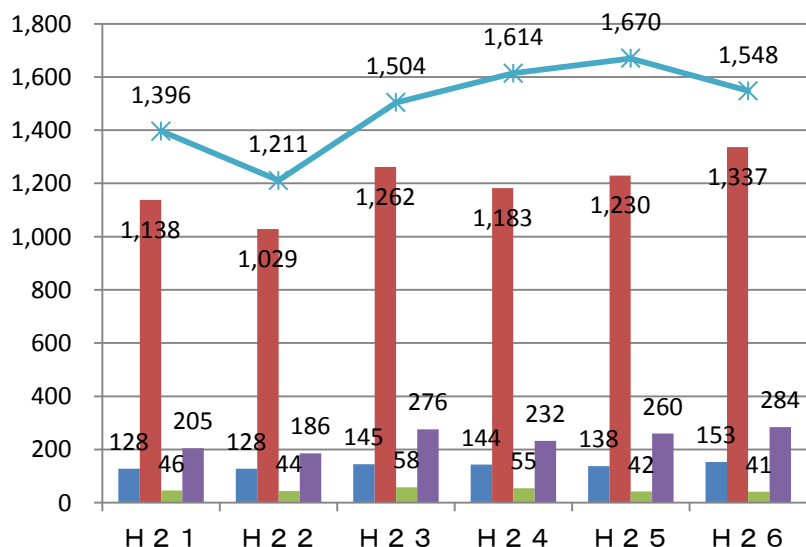
出典: (独)労働政策研究・研修機構 中小製造業(機械・金属関連産業)における人材育成・能力開発(H24)

社会人の受入状況（私立専修学校）

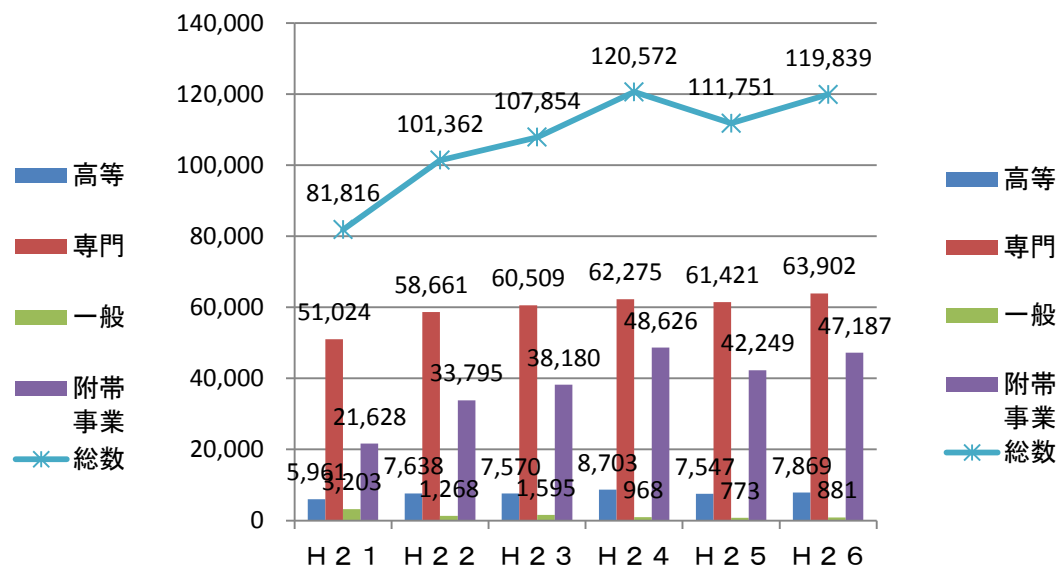
○社会人の受入状況（学校数、学生数等）

年度	受入総学校数					受入総人数					委託訓練の受入				企業からの委託	
											公共職業訓練		求職者支援制度			
	高等	専門	一般	附帯事業	総数	高等	専門	一般	附帯事業	総数	人数	コース数	人数	コース数	人数	コース数
H22	128	1,029	44	186	1,211	7,638	58,661	1,268	33,795	101,362	10,829	586	－	－	－	－
H23	145	1,262	58	276	1,504	7,570	60,509	1,595	38,180	107,854	13,877	723	－	－	－	－
H24	144	1,183	55	232	1,614	8,703	62,275	968	48,626	120,572	8,821	462	2,943	236	1,141	79
H25	138	1,230	42	260	1,670	7,547	61,421	773	42,249	111,751	6,762	356	2,123	179	563	35
H26	153	1,337	41	284	1,548	7,869	63,902	881	47,187	119,839	6294	353	1,643	157	479	30

○社会人の受入学校数の推移

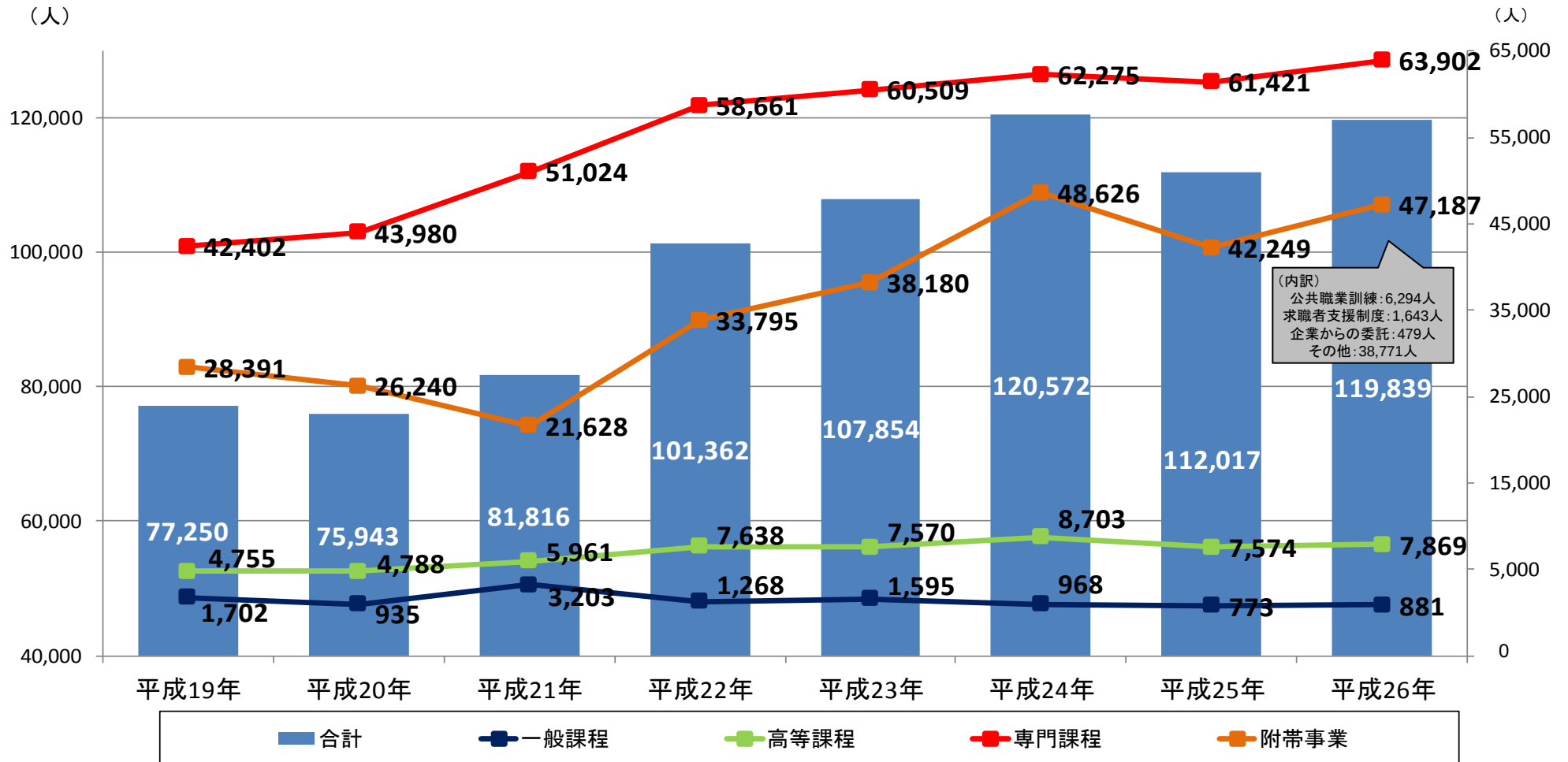


○社会人の受入生徒数の推移



社会人の在学人数の推移（私立専修学校）

社会人の在学人数は、増減があるものの、平成19年度以降は増加。特に専門課程の増加が顕著。平成26年度の私立専門学校における社会人の在学人数は、約6万4千人。職業訓練等の附帯事業を含めると、総数で約12万人の社会人が私立専修学校に在学している。



※ 出典: 文部科学省 私立高等学校等実態調査（調査対象: 私立の専修学校）

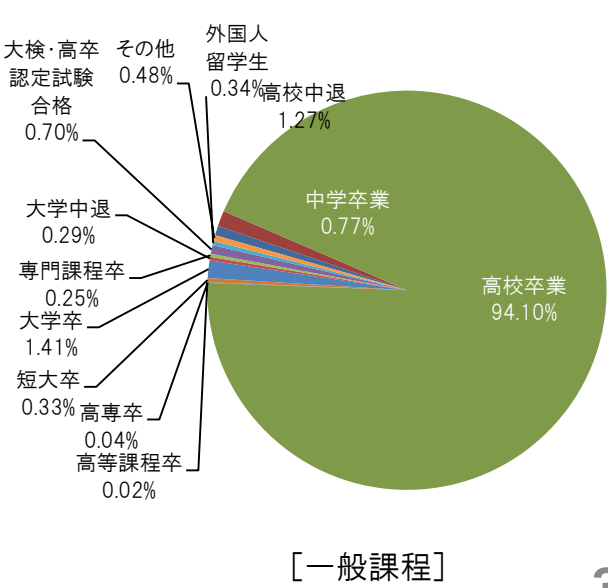
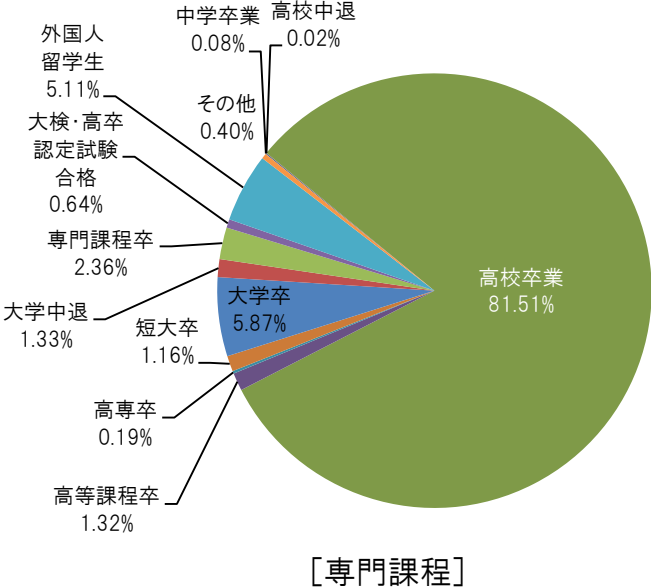
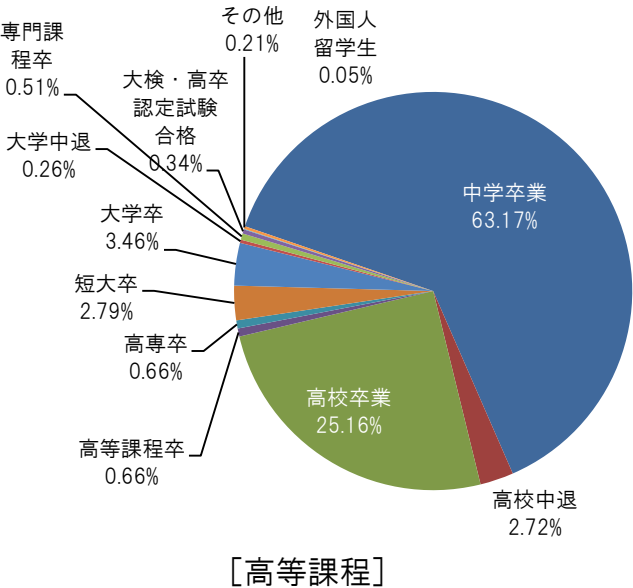
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、企業等を退職した者、又は主婦等をいう。

在籍生徒の最終学歴（私立専修学校）

○在籍生徒の最終学歴

	在籍生徒の最終学歴(平成26年度)												
	中学卒業	高校中退	高校卒業	高等課程卒	高専卒	短大卒	大学卒	大学中退	専門課程卒	大検・高卒 認定試験 合格	外国人 留学生	その他	合計
高等課程	22,656	976	9,023	235	237	1,002	1,240	94	184	123	18	77	35,865
専門課程	399	115	426,789	6,932	1,020	6,094	30,737	6,967	12,365	3,328	26,770	2,075	523,591
一般課程	191	313	23,260	5	11	81	349	72	62	173	84	118	24,719

各課程の最終学歴の割合



※出典:平成26年度私立高等学校等実態調査

科目等履修生の状況等（私立専修学校）

○科目等履修生の状況

年度	学校数				生徒数			
	高等課程	専門課程	一般課程	総数	高等課程	専門課程	一般課程	総数
H22	14	171	5	180	285	5,868	554	6,707
H23	15	216	9	233	679	9,165	269	10,114
H24	7	156	8	171	393	3,859	267	4,519
H25	16	166	5	187	792	5,919	159	6,870
H26	10	158	6	166	393	6,565	651	7,609

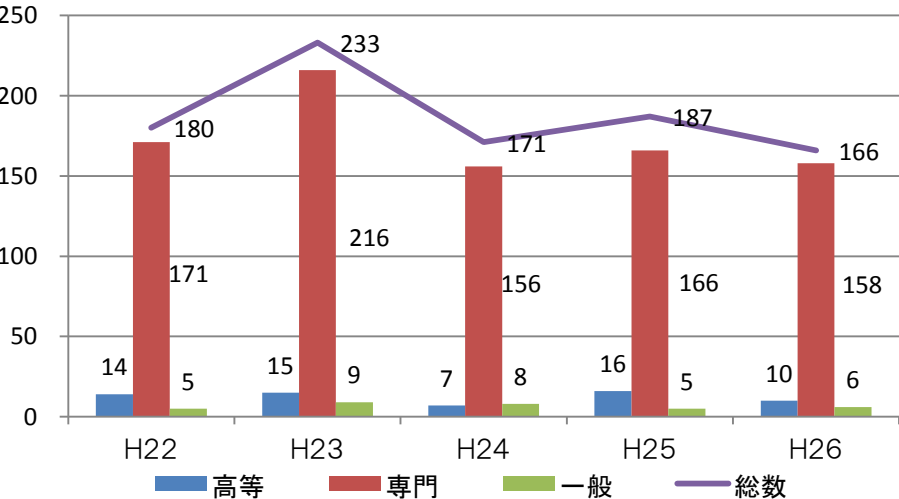
○履修証明制度の状況

学校数
専門課程
—
—
56
83
77

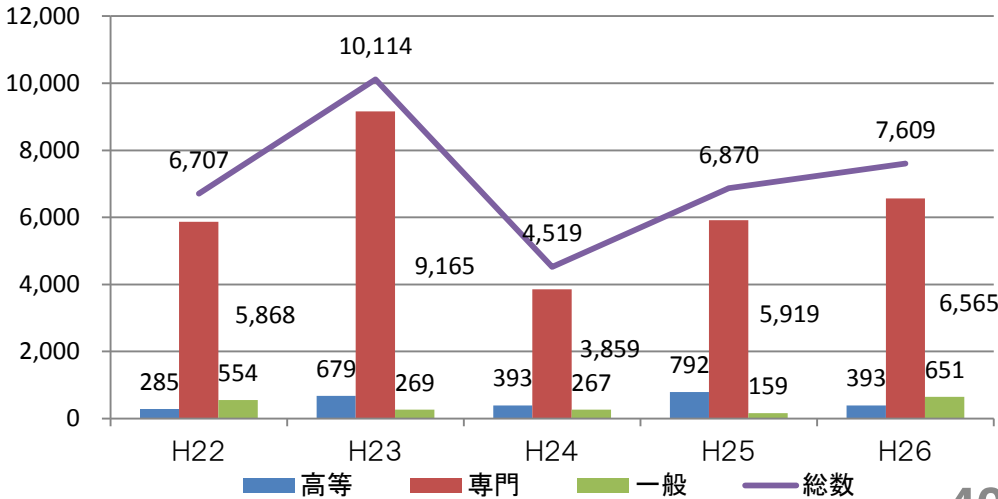
「科目等履修生」とは、正規課程の一部の科目を履修する、専修学校生以外の者。（専修学校設置基準第15条）

「履修証明制度」とは、正規課程の生徒以外の者を対象とした特別の課程（120時間以上）として編成したプログラム。（学校教育法第133条で準用する同法第105条）

○科目等履修生受入学校数の推移



○科目等履修生の推移



※出典：平成26年度私立高等学校等実態調査

専門実践教育訓練の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数:2,092講座(平成28年1月末時点)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数) 1,230講座
例)看護師、介護福祉士 等

②専修学校の職業実践専門課程

講座数) 760講座
例)商業実務、動物、経理・簿記 等

③専門職学位課程

講座数) 79講座
例)ビジネス・MOT 等

④大学等の職業実践力育成プログラム

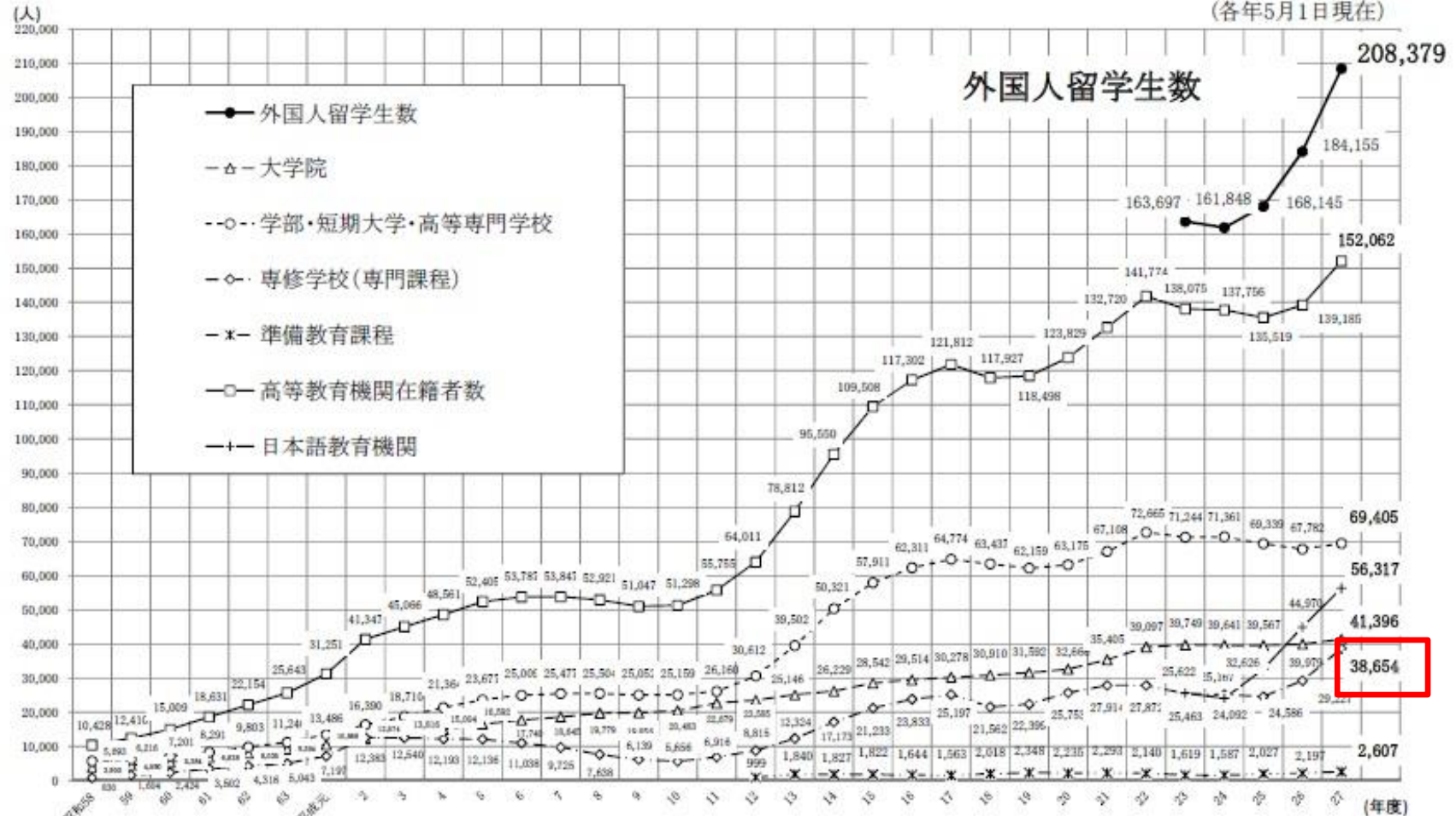
講座数) 23講座
例)正規課程(社会科学・社会)、
履修証明制度(工学・工業) 等

6. 留学生

外国人留学生数の推移

専修学校(専門課程)における留学生は約3万8千人。

■ 大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・準備教育課程・日本語教育機関における留学生数の推移
(各年5月1日現在)



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めた留学生数も計上。

分野別の外国人留学生の受入れの状況

分類	学科	留学生数(人)
工業関係	測量	21
	土木・建築	461
	電気・電子	70
	無線・通信	14
	自動車整備	450
	機械	56
	電子計算機	108
	情報処理	2,000
	その他	1,095
農業関係	農業	11
	園芸	37
	その他	29
医療関係	看護	28
	准看護	0
	歯科衛生	10
	歯科技工	12
	臨床検査	0
	診療放射線	0
	はり・きゅう・あんま	22
	柔道整復	9
	理学・作業療法	8
	その他	20
衛生関係	栄養	12
	調理	311
	理容	1
	美容	129
	製菓・製パン	341
	その他	23
教育・社会福祉関係	保育士養成	6
	教員養成	6
	介護福祉	177
	社会福祉	172
	その他	0

分類	学科	留学生数(人)
商業実務関係	商業	3,258
	経理・簿記	614
	タイピスト	0
	秘書	119
	経営	637
	旅行	953
	情報	2,400
	ビジネス	39
	その他	259
服飾・家政関係	家政	36
	家庭	0
	和洋裁	1,071
	料理	5
	編物・手芸	112
	ファッションビジネス	421
	その他	31
文化・教養関係	音楽	305
	美術	174
	デザイン	1,043
	茶華道	10
	外国語	1,842
	演劇・映画	173
	写真	73
	通訳・ガイド	990
	動物	37
	法律行政	147
	スポーツ	9
	その他	1,422
	日本語	7,408
合計		29,227

出典：日本学生支援機構「平成26年度外国人留学生在籍状況調査」

専門学校における外国人留学生の入学者数の状況

		中国	ベトナム	ネパール	台湾	韓国	ミャンマー	スリランカ	タイ	モンゴル	インドネシア	フィリピン	バングラデシュ	インド	マレーシア	アメリカ	ロシア	カンボジア	その他	合計
工業	人	763	395	115	76	101	30	43	16	6	14	4	5	16	3	2	13	17	45	1664
農業	人	5			2	2									1					10
医療	人	21	3		3	7				5									1	40
衛生	人	127	6	4	68	110		1	8	1	4			1	2		1	1	7	341
教育	人	114	8	1	4	1		1	2			9							1	141
商業	人	1249	604	798	117	108	63	103	23	40	9	10	10	6	2	1	5	3	26	3177
服飾	人	94	63	33	5	6	19		2	4		2							1	229
日本語科以外	人	1522	505	343	168	172	81	27	20	16	31	3	3	1	19	7	8	1	73	3000
日本語科	人	551	1040	469	195	123	8	12	57	30	39	8	12	4	1	12			78	2639
全体	人	4446	2624	1763	638	630	201	187	128	102	97	36	30	28	28	22	27	22	232	11241

出典：全国学校法人立専門学校協会「専門学校における留学生受け入れ実態に関する調査研究報告書-平成26年度-」

(学校法人立の専門学校(看護師養成系を除く)2,777校を対象にアンケート調査(回答率73.4%))

7. 学生等に対する経済的支援

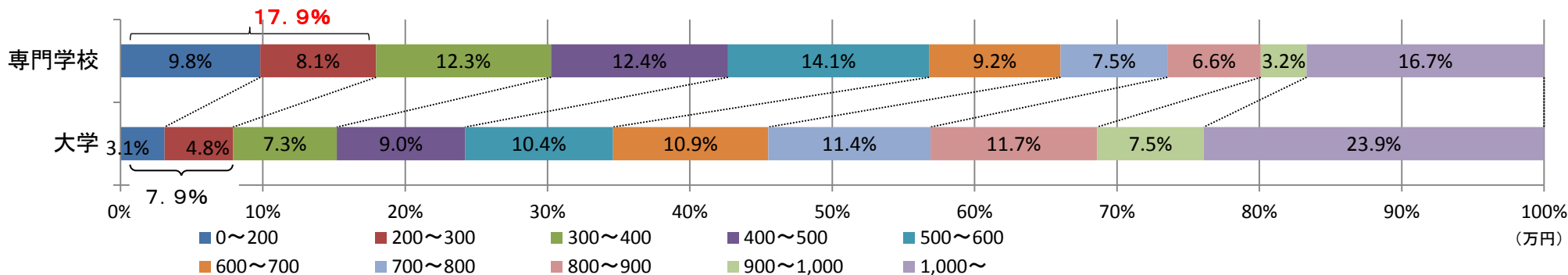
学生等への経済的支援に関する国の施策について

種 別	1条校	専修学校
後期中等教育	《私立高等学校》	《私立高等専修学校》
	【高等学校等就学支援金】 (支給対象者:272万人(※高等専修学校も含む)(H28予算)) →年額118,800円を支給(保護者等の年収上限910万円程度) →私立の在学生は、所得に応じ、支給額を1.5～2.5倍した額を上限として支給 【高校生等奨学給付金】 (支給対象者:47.8万人(※高等専修学校も含む)(H28予算)) →各都道府県が実施する高校生奨学給付金事業(非課税世帯対象)を支援 →授業料以外の教育負担軽減 (国補助率1/3)	※同左
	【授業料減免】 →普通交付税措置 (「私立高等学校の生徒の数」を測定単位として、高等学校(全日制)生徒1人あたり276,100円を単価として積算される私立学校経常費補助に授業料軽減分 12,800円が含まれる)	→特別交付税措置 (「私立高等専修学校の授業料減免補助に要する経費がある都道府県に対し、当該経費の1/2又は生徒数×12,800円のいずれか少ない額により積算)
高等教育段階	《私立大学》	《私立専門学校》
	【日本学生支援機構(大学等奨学金事業)】	※同左
	(無利子)47万4千人(※専修学校も含む)(H28予算額:3,222億円)	(無利子)約5.5万人(H26実績) →[参考]1人当たり平均月額5.2万円(H25実績)
	(有利子)84万4千人(※専修学校も含む)(H28予算額:7,686億円)	(有利子)約16万4千人(H26実績) →[参考]1人当たり平均月額8.1万円(H25実績)
	【授業料減免】 →国の助成措置(私立大学等経常費補助金の枠組み) 対象者:4.5万人(H28予算額:86億円)	※国の助成措置はない (被災児童生徒修学支援等事業(専門課程は国2/3)を除く) [参考] 「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」(H28予算額:3億円)

専門学校生の経済的状況

専門学校生と大学生における家庭の年間収入別 生徒・学生数の割合

家庭の年間収入が300万円以下の割合をみると、専門学校生が17.9%、大学生7.9% ⇒ 専門学校生の割合の方が高い。



専修学校(専門課程)の生徒と大学の学生の収入状況

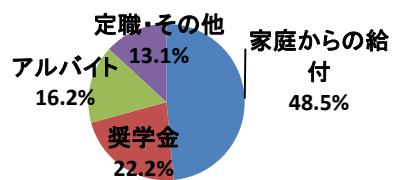
出典：平成25年度「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」
平成24年度「学生生活調査」
(日本学生支援機構) 等

〔私立専修学校(専門課程)の生徒と私立大学の学生の収入の構成割合〕

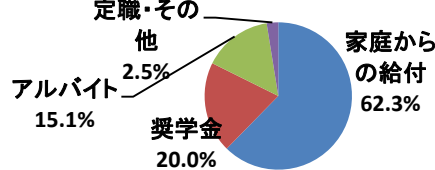
○私立専修学校(専門課程)の生徒の収入総額に占める家庭からの給付額の割合は48.5%。定職・その他の割合は13.1%を占める。

○私立大学生の収入総額に占める家庭からの給付額の割合は62.3%。

【私立専修学校(専門課程)】



【私立大学】



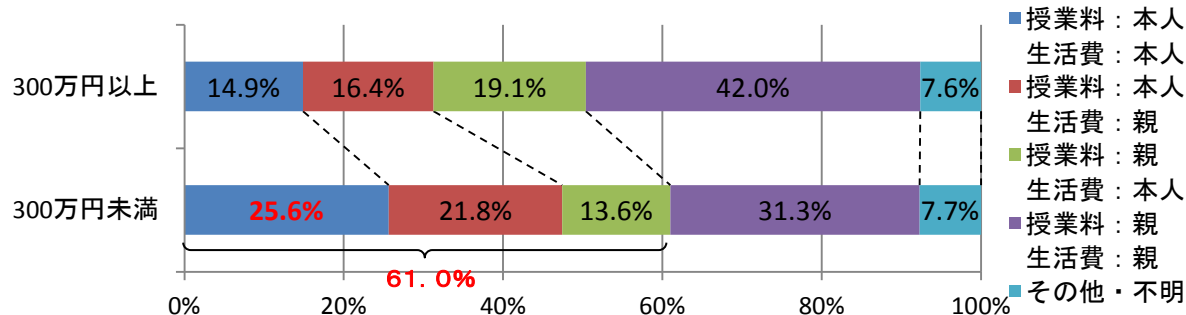
※「定職・その他」には、貯蓄等を取り崩した金額、臨時収入、借入金が含まれる。

専修学校生における中退者の状況

経済的理由により、専修学校を中途退学した者は、中退者全体の約1割(約10%~12%で推移)

(出典：文部科学省調べ)

専門学校生の授業料及び生活費の負担状況



家庭の年間収入が300万円未満の専門学校生の4人に1人(25.6%)が授業料も生活費も生徒本人が負担している。
また、授業料又は生活費のいずれかを本人が負担している割合も含めると、6割(61%)を占める。

出典：平成26年度「専修学校生の学生生活等に関する調査研究」

8. 平成28年度専修学校関係予算・税制

国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進

(1) 専修学校等の人材育成機能の向上

- 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 15.3億(15.7億円)
専修学校等の教育機関、産業界等その他の関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証、高等専修学校等における特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発等を実施。
- 専修学校版デュアル教育推進事業【新規】 1.5億円(—)
専修学校において、学習と実践を組み合わせる効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化。
- 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.8億円(1.8億円)
職業実践専門課程認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進。

(2) 専修学校生の修学支援の充実等

- 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業 3.0億円(3.0億円)
専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を実施。
- 専修学校留学生就職アシスト事業 等 0.6億円(0.7億円)
専修学校における外国人留学生に対する来日動機付けから就職支援までを総合的に支援。
- 国費外国人留学生制度 7.6億円(7.5億円)

専修学校の教育基盤の整備

- 私立学校施設整備費補助金 3.0億円(2.8億円)
【補助対象】 教育装置や学内LAN装置の整備／学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、
備蓄倉庫や自家発電設備の整備／太陽光発電導入工事、エコ改修工事
- 私立大学等研究設備整備費等補助金 2.2億円(2.2億円)
【補助対象】 情報処理関係装置の整備

合

計

35.2億円(33.7億円)

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額:1,567百万円)
平成28年度予算額:1,533百万円

(背景)

【「日本再興戦略」-JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)】

- 一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～
- 二. 雇用制度改革・人材力の強化
 - ⑤若者・高齢者等の活躍促進 ○若者の活躍促進
 - ・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定)】

- 一. 日本産業再興プラン
 1. 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)
 - iii) サービス産業の生産性向上
 - ・ サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うとともに、高等専修学校等における特色ある教育を推進するための教育カリキュラムの開発等を実施する。これらの取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

これまでの取組

産学官
コンソーシアム

企業・産業界等のニーズを踏まえた
養成すべき人材像を設定・共有。

環境・エネルギー

食・農林水産

医療・福祉・健康

クリエイティブ

観光

IT

ゲーム・CG

社会基盤

工業

経営基盤

グローバル

航空産業

※実施分野の例



全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

・地域や産業界のニーズに対応した人材の育成
・特色ある教育カリキュラムの開発・実証

教育リソースを有する専修学校等において
「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証

(事業の概要)

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

地域や業界団体・企業等の人材ニーズが高い分野において、社会人等を対象として就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を修得するため、様々な教育リソースを有する各地域の専修学校等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証

高等専修学校等において、後期中等教育段階から高等教育や就業への継続性のある教育カリキュラムや、特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法(教育カリキュラムや就業支援等)の開発・実証を行う。

➡ 専修学校等の**中核的専門人材・高度人材の養成**、**社会人等の学び直し**を全国的に推進

➡ 高等専修学校等の**特色ある教育カリキュラム等**を全国的に共有

【「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日 閣議決定)】

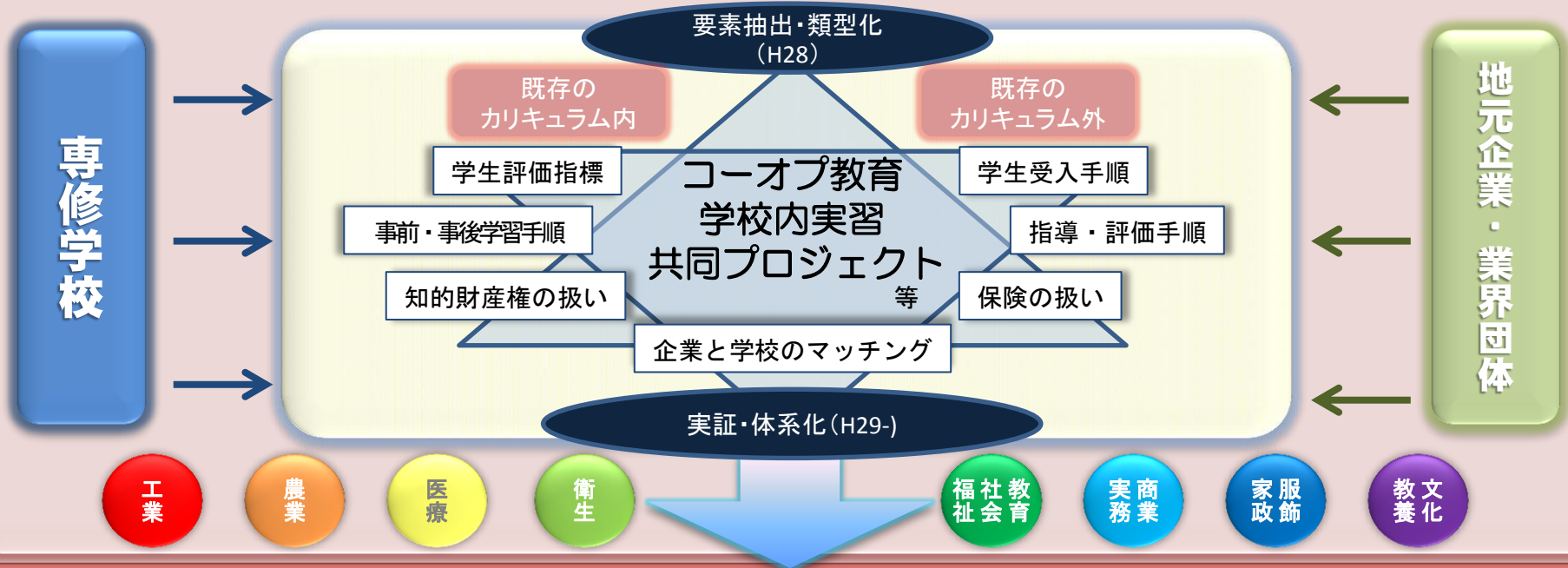
⑧専修学校と産業界が連携した教育体制の構築

・実践的な職業教育機関である専修学校について、産業界のニーズを踏まえた専門人材の育成機能を強化する。このため、専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育システム(産学協同教育プログラム)構築に向けたガイドラインの作成等を行う。

【趣旨・目的】

専修学校では、企業等と連携した実習・演習等が個々に実施されているが、その方法論は、必ずしも体系的に確立・共有されているものではない。そこで、専修学校において、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、**学習と実践を組み合わせる効果的な教育手法**を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築し、その推進・拡大を目指すものである。

《学習と実践を組み合わせる教育システムの構築》



産学連携の下で、学習と実践を組み合わせる効果的な教育手法を開発・確立し、**標準モデルとしてパッケージ化(ガイドライン策定)**

成果の発信・普及

地域中核専門人材の育成／学生・生徒と企業のミスマッチ解消

取組の普及・拡大

<背景・経緯>

平成23年1月:〔今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(中央教育審議会答申)〕

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年6月:〔第2期教育振興基本計画(閣議決定)〕

1. 社会を生き抜く力の養成 (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組 成果目標4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)
基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化
13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。
さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

平成25年7月:〔「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～(報告)(専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告)〕

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

平成25年8月30日: 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号を公布・施行)」

平成26年3月31日: 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定学科がスタート。

平成28年2月19日時点: 「職業実践専門課程」認定状況 学校数 833校(29.5%)、2,540学科(36.2%) ※ () 内の数字は全専門学校数(2,823校)、修業年限2年以上の全学科数(7,023学科)に占める割合。

<事業の内容>

調査研究協力者会議等の開催

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月策定)を活用した学校評価の検証や実態調査に基づく検証等、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆ 学校評価ガイドラインに基づく情報公開モデルの開発・実証

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月)に記載の「情報提供等への取組に関するガイドライン」について、情報提供を促進するための情報公開モデルを開発・実証する。

◆ 「職業実践専門課程」に関する説明会

「職業実践専門課程」制度の取組充実のための協議会を「9ブロック」で開催する。

◆ 「職業実践専門課程」の改善充実のための実態調査

「職業実践専門課程」の認定が教育課程編成や学修成果の評価等に与える影響等に関する実態調査を行い、本取組の改善充実を図る。

◆ 「職業実践専門課程」に係る取組の推進

認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上に向けた先進的な取組を推進し、課題やノウハウを取りまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。特に第三者評価について、分野ごとの検証とともに、分野共通の標準的な評価システムを開発する。(27か所)

「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

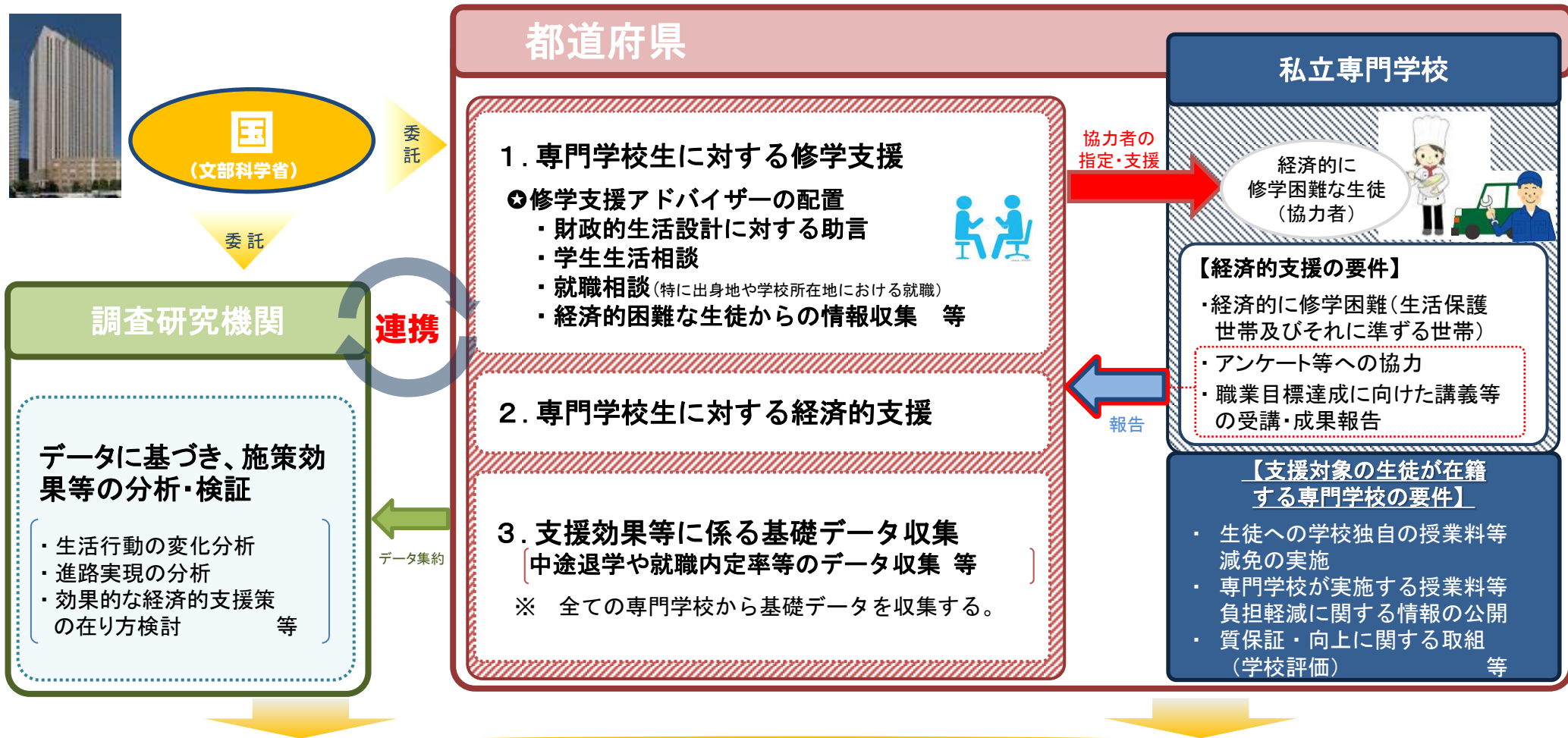
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額:305百万円)
平成28年度予算額:305百万円

趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度
【対 象】 都道府県・調査研究機関



経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件

◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。

- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒

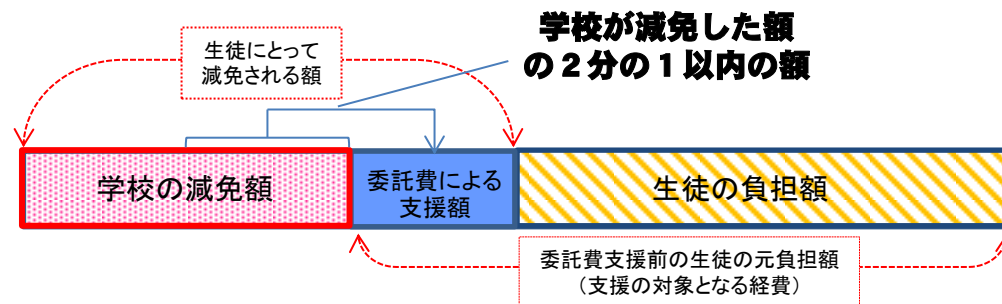
生徒が在籍する専門学校の要件

◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。

- ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること等

〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

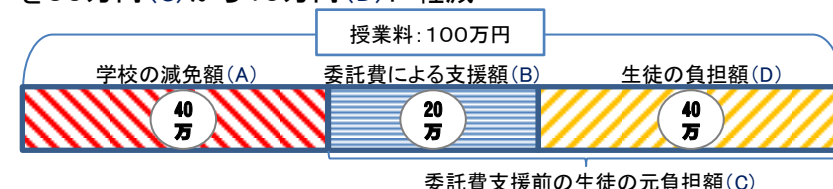
支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額（1/4）＝25万円】の場合

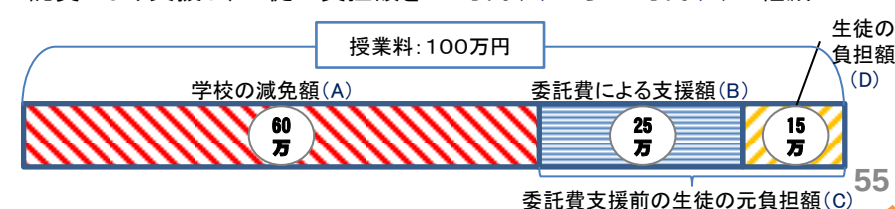
★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えないパターン

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減



(背景)

【日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)】

第Ⅱ.3つのアクションプラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。

【日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)】

第2.3つのアクションプラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用

ii) 外国人材の活用

世界的な人材獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込むことが重要である。

このため、高度外国人材や留学生が積極的に我が国を選んで活躍してもらえるよう、引き続きその取組を強化するとともに、今後、特に需要増が見込まれるIT・観光等の専門的・技術的分野における外国人材や経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進に向けた施策を講ずる。

【教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)】

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の育成)

基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流、国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

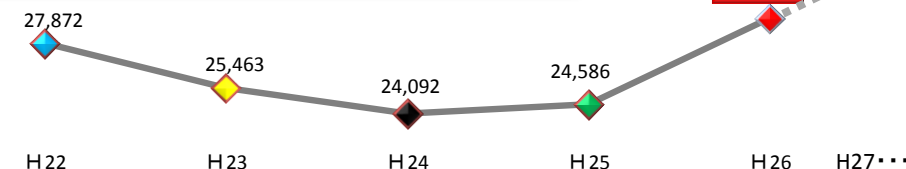
【現状と課題】

外国人留学生の受入れ数を30万人にする目標の達成に向けて、戦略的な外国人留学生の獲得を着実に推進することが必要である。

【主な取組】16-2

「留学生30万人計画」の実現を目指し、大学等の国際化に向けた体制整備、奨学金等の経済的支援、海外拠点を活用した留学フェアの実施、外国人留学生に対する生活・就職支援等を通じて、優秀な外国人留学生の獲得を促進する。

専修学校(専門課程)の外国人留学生数



・優秀な外国人留学生の受入れ促進

・日本の企業等における活躍

専修学校への留学に係る入口から出口までの体系的な支援

1 留学及び就職に向けた広報

海外の学生等に対して、日本の専修学校の魅力、及び留学に際しての情報(アルバイト時間や学生生活等)、並びに就職に関する情報(就労のためのビザ等)を発信する機能を強化し、日本への留学を通じた就職を促す。

2 制度改正に伴う留学生受入環境の整備

出入国管理法等の改正などにより、これまで外国人の就労が認められなかった分野の専修学校が円滑に外国人留学生を受け入れるため、先進事例の把握や留意事項等を洗い出し、それらを踏まえた教職員向け手引き書を作成するとともに、併せて専修学校の教職員等に対する研修等を実施。

3 専修学校留学生状況調査

専修学校の外国人留学生の実態把握のため、留学動向や、その後の就職状況について、全国的な調査を実施。

専修学校の教育基盤の整備

前年度予算額：1,067百万円
[うち復興特別会計：562百万円]
平成28年度予算額：524百万円

◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備 (※ 施設工事を伴うものに限る。)

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 400万円 (時限)
高等課程 400万円

学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 250万円 (時限)
高等課程 250万円 (時限)

エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

○ 太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 500万円 (時限)
高等課程 500万円 (時限)

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

○ 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備

- ・ 補助率：専門課程、高等課程とも 1/2
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 250万円 (時限)
高等課程 250万円 (時限)

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

○ 危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事

- ・ 補助率：専門課程 1／2
高等課程 1／3（Is値0.3未満等は1／2）
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 400万円（時限）
高等課程 400万円

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

○ スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備

- ・ 補助率：専門課程 1／2 高等課程 1／3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 150万円（時限）
高等課程 150万円（時限）

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。

※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

非構造部材の耐震対策工事 防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

○ 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策

○ 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等

- ・ 補助率：専門課程 1／2
高等課程 1／3（耐震化工事と合わせて行う場合、
Is値0.3未満等は1／2）
- ・ 補助対象事業費の下限額：

<耐震化工事と合わせて行う場合>

※ 耐震化工事費を含めた下限額

専門課程 400万円（時限）
高等課程 400万円

<非構造部材の耐震対策工事（※ 100㎡以上の空間に限る。）
備蓄倉庫のみの整備を行う場合>

専門課程 制限なし（時限）
高等課程 制限なし

<自家発電設備のみの整備を行う場合>

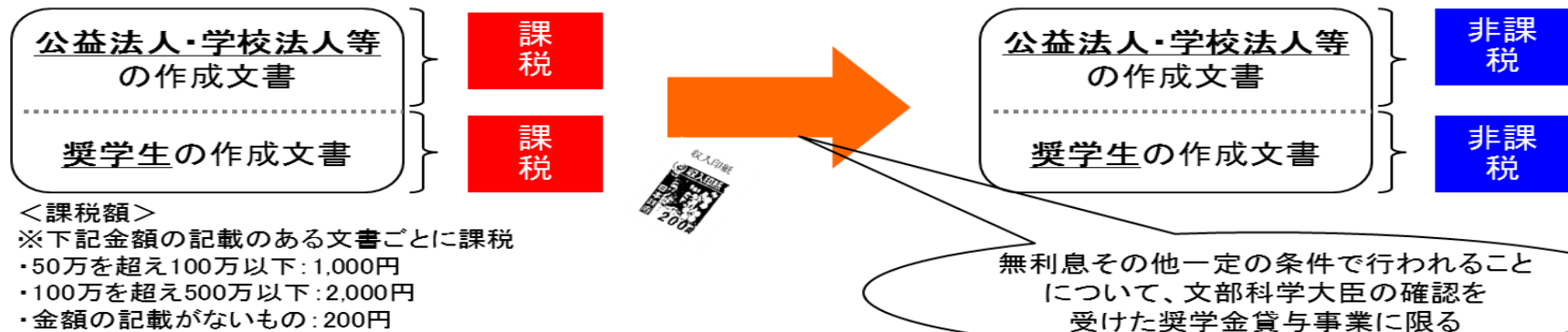
※ 避難所指定の学校に限る。

専門課程、高等課程とも
200万円以上500万円以下

平成28年度 専修学校関係税制改正

公益法人・学校法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設 【印紙税】

公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税を非課税とする（平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものについて適用）。



■印紙税免除のスキーム

奨学金貸与事業者

- 公益社団法人・公益財団法人
- 学校法人・準学校法人
- 国立大学法人・公立大学法人等

(1) 申請

奨学金募集要綱、貸借契約書等のひな型

【必要記載事項】

- ①貸与対象者
- ②利息の有無
- ③貸与に伴う条件
- ④家計基準

文部科学省

行政庁が【確認】

- ①貸与対象者が高等学校段階以降の学校教育に属するものであること
- ②無利息であること
- ③卒業後に貸与元法人への就職を条件とするなど直接的な利益をもたらす条件が課されていないことなど

(2) 交付 確認書

(3) 貸与

貸借契約書等
※印紙税負担なし

奨学金貸与者

確認を受けた募集要綱に係る書類である旨を記載

(4) 提出

借用証書、確認書等
※印紙税負担なし



公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充

公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和する。

■ 改正内容のイメージ

現行のPST(パブリック・サポート・テスト)要件

法人が過去に受けた寄附実績(原則5年間)において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

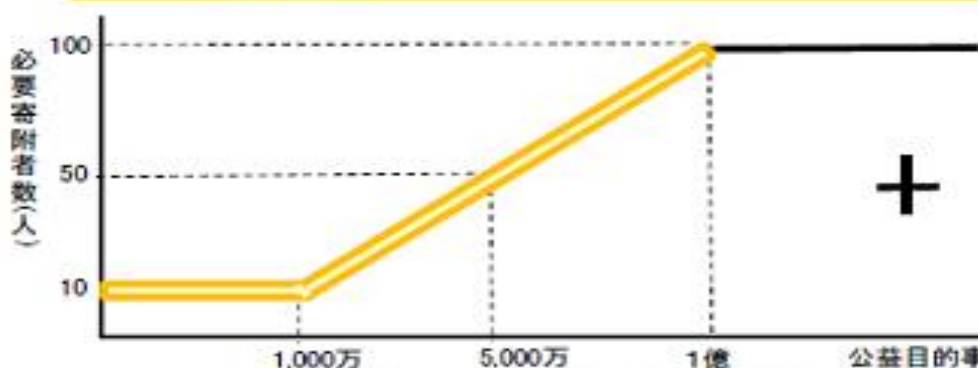
要件① 3,000円以上の寄附者が、平均して年に100人以上。

要件② 法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上。

改正後のPST要件

各事業年度の公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等※について、要件①を次のように緩和

$$\text{要件①の寄附者数 (最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



3,000円以上の寄附者からの寄附金額が30万円以上(年平均)

半数以上の公益法人に係るPST要件が緩和

公益法人の公益目的事業費用



平成26年公益法人に関する概況
(平成27年7月内閣府)

※ 公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象。
公益法人以外の判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあっては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあっては社会福祉事業費用、更生保護法人にあっては更生保護事業費用。

9. 政府決定文書等における関連記述

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日 閣議決定)(抜粋)

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[3]教育再生と文化芸術・スポーツの振興

(教育再生)

実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を進めるとともに、キャリアの見直しの機会等を提供しつつ、職業教育や社会人の学び直しを推進する。

「日本再興戦略」改訂2015」(平成27年6月30日 閣議決定)(抜粋)

第二3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/
若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

3)新たに講ずべき具体的施策

ii)未来を支える人材力の強化

⑧専修学校と産業界が連携した教育体制の構築

・実践的な職業教育機関である専修学校について、産業界のニーズを踏まえた専門人材の育成機能を強化する。このため、専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育システム(産学協同教育プログラム)構築に向けたガイドラインの作成等を行う。

第二 3つのアクションプラン

一、日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/
若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 未来を支える人材力の強化

⑫ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

産業構造の急速な変化に対応し、職業的専門性をいつでも身に付けられるようにするため、高等教育体系を多様化する観点から、新たに「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」を制度化する。当該機関における教育プログラムは、職業実践の場において必要なスキルや知識を身に付け、その実践をもとに、学校で授業を受け、討議をすることを通じ、スキルや知識を体系化する「デュアル教育プログラム」を導入する等、職業実践能力を獲得するにふさわしいものとする。また、社会人が特定の知識やスキルを短期間に集中して効果的に学ぶことができる多様な教育プログラムの提供が可能な仕組みとするとともに、個々の教育プログラムが、産業構造の変革等に適切に対応できるよう、産業界と密に連携をしつつ、不断の検証・改善がなされるプロセスを組み込む。これらの教育プログラムを教える教員として、職業実践の知識や経験と効果的な教授方法を身に付けた実務家教員を積極的に登用するとともに、施設・設備については、実社会における変化に柔軟に対応可能であり、かつ、若年層・社会人を問わず質の高い実践的な職業教育を行う上で合理的なものとする。また、卒業時に与えられるサーティフィケートについては、「学士」等の学位に相当するものとする。あわせて、公的助成、奨学金制度等について、既存の大学等との整合性を確保することにより、専門学校からの転換はもとより、既存の大学からの転換も可能となるようにする。これらを踏まえ、制度化に当たっては、関係省庁が連携して、個別業界のニーズに応じ、職業分野別団体、産業分野別団体等の産業界による教育水準の確保のための支援・協力体制の構築を図るとともに、2019年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会では来年年央までに結論をまとめ、来年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日 閣議決定)(抜粋)

Ⅲ. 今後の施策の方向 2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

【主な施策】

◎ (1)-(エ)-⑤ 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援

大学・高等専門学校・専修学校・専門高校をはじめとする高等学校において、地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立により、地域を担う人材育成を促進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針」(平成27年6月30日 閣議決定)(抜粋)

第二3つのアクションプラン

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

(5) 地方大学等の活性化

③地域人材育成プラン

・ 地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとした高等学校の取組の推進については、以下の通りとする。

－「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業及び職業実践専門課程の認定制度等を通じて、専修学校における地域産業の振興を担う専門人材の育成を推進する。

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(エ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代の多くが大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。さらに、地方に魅力ある雇用が少ないことなどから、東京圏の大学等から地方企業へ就職するという流れが大きくならないという事情がある。これらを踏まえ、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金(「地方創生枠」等)を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を取り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進する。

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

【主な施策】

◎(2)-(エ)-② 地元学生定着促進プラン

…具体的な取組として、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みを創設したところである。これらの仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。

◎(2)-(エ)-③ 地域人材育成プラン

…さらに、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

また、地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、2019年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会でも2016年年央までに結論をまとめ、同年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

あわせて、大学・高等学校等における地域に根差したグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度(「トビタテ! 留学JAPAN日本代表プログラム」等)の推進や地域における留学生交流を促進する。特に、2015年度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を一層促進する。…

IV. 地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

2. 人的支援の矢

(1) 地方創生リーダーの育成・普及

各地方公共団体においては、今後、「地方版総合戦略」に基づき、より具体的な事業を本格的に推進する段階に入るが、地方創生の深化に向け様々な枠組みづくりや取組は、実際にこれを担う専門人材(高度な専門性を有する人材をはじめとした地方創生人材)の確保・育成・活躍によって実現する。

そこで、大学や民間事業者等からヒアリングを行って既に実施されている取組等について整理するとともに、有識者の意見等も踏まえ必要な課題抽出・方策検討を行い、これらを「地方創生人材プラン」としてまとめている(2015年12月)。

同プランにおいては、地方創生を担える人材を育成するプログラムを実施している大学や民間事業者のネットワークづくりを支援し発信力の強化を図るとともに、インターネットなども活用し高度な人材が自己研鑽できる素材・コースを提供するなど広く人材の養成・研修の充実を図ること、特に「地方創生カレッジ(仮称)」を創設すること、また、地方創生の担い手として一定の資質を有すると認められる者(地方創生マイスター)への評価・顕彰などを含めキャリアパスの形成を図っていくことなどの方向性を示すものであり、今後、同プランを踏まえ、地方創生を担う人材の確保・育成を進め、その活用を支援していく。

IV. 地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

3. 財政支援の矢

(1) 地方創生の深化のための交付金

平成28年度当初予算において、地方創生の深化のため、統一的な方針の下で関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた財政支援を行う新型交付金(「地方創生推進交付金」)を創設する。

「地方創生推進交付金」は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援する。「地方創生推進交付金」の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係府省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

地方創生の深化のため、新規に平成28年度当初予算において1,000億円、事業規模で2,000億円程度の新型交付金(「地方創生推進交付金」)を創設する。安定的・継続的な制度・運用とするため、必要な法制を含め制度化を図る。

「地方創生推進交付金」によって、地方公共団体の自主性・主体性を尊重しつつ、官民協働、地域間連携、政策間連携等を行う先駆的な取組を支援する。「地方創生推進交付金」の交付対象となる事業に対しては、KPIを設定し、外部有識者の意見聴取等を伴う効果検証を徹底する。その際、外部への公表や国に対する検証結果報告などにより透明性を確保する。

支援対象となり得る分野例は、地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社))、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上等)、地方創生推進人材の育成・確保、移住促進/生涯活躍のまち、地域ぐるみの働き方改革、「小さな拠点」の形成等、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等である。

こうした分野例の提示に加え、平成26年度補正予算で措置された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)」の先駆的事业分や地域金融機関等の特徴的な取組事例、「地域しごと創生会議」で取り上げられた特徴的な取組事例等を地方公共団体に情報提供し、地方創生の取組を深化させる。

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方移住の推進

【主な施策】

◎ (2)-(ウ)-③ 「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進

東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示していることに鑑み、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら生涯学習等を通じて健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の導入に向け、2015年2月より有識者や関係省庁が参画する「日本版CCRC構想有識者会議」を開催し、同年12月に「最終報告」が取りまとめられたところである。この「最終報告」を踏まえ、2015年度中に関係省庁が連携して地方公共団体の事業具体化に向けた取組を支援するチームを立ち上げ、地方公共団体の取組を一層円滑に進め、「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向け取り組んでいく。また、介護保険制度における調整交付金の在り方について検討する。高齢者が多世代と交流しながら活躍できる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」構想について、必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。

※CCRCは、Continuing Care Retirement Communityの略。

「生涯活躍のまち」構想(最終報告)(平成27年12月11日日本版CCRC構想有識者会議決定) (抜粋)

5. 構想実現に向けた支援

(3) 政策支援

⑤ 「生涯活躍のまち」構想の実現において大学等の教育機関に期待される役割

- 「生涯活躍のまち」構想においては、高齢者がこれまでの人生で得られた教養や経験を活かし、地域の学校において子どもにその知識・技能を伝えたり、生涯学習や学び直しを通じて社会参加を図るなど、地域の教育機関における活躍の場・学びの場を通じて「健康でアクティブな生活」を実現することなどが考えられる。
- 特に、大学においては、生涯学習・学び直しの機会の提供や、大学の人材・知見・研究成果等の活用などの役割が期待される。
- 具体的には、高齢者を主な対象とした公開講座の実施や地域医療・介護サービスの高度化に必要な人材の輩出、大学の人材・知見・研究成果等を活用した地方自治体等への助言・協力などについて、地域の実情等に応じて、大学が地方自治体や事業主体と積極的に連携していくことが求められる。
- また、大学が自らの土地等を活用し、「生涯活躍のまち」構想に関する事業を実施することについても、教育研究活動(公開講座等を含む)やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば実施可能であり、大学が主体となって取り組むことも可能である。
- 高齢者の「健康でアクティブな生活」を実現する観点からは、大学等の教育機関に期待される役割は大きい。特に、多くの大学が主体的・積極的に「生涯活躍のまち」構想に関する事業を実施し、または地方自治体等と連携して取り組めるよう、国は、大学に対して「生涯活躍のまち」構想の周知を図ることが必要である。

第1部 計画の基本的考え方

第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

(1) 個性ある地方の創生／③魅力ある「しごと」の創出

地元の企業、大学、研究機関、地方自治体、金融機関等の産学官金等が連携し、知識と情報の対流を通じたイノベーションや起業の拠点となる知的対流拠点づくりを推進する。その際、地元大学等の技術シーズを活用することが効果的であるため、地域資源や外部とのネットワークを活用した新たな商品開発、新たな販路開拓などを担う経営・企画力のある域内外の人材登用に対する支援を行う。あわせて、地方大学、高等専門学校、専修学校等において、地元事業者のニーズに対応した教育・研究プログラムの実践に努め、地域産業を担う人材を育成する。

第3節 国土づくりを支える参画と連携

(1) 地域を支える担い手の育成等

地域を支える担い手の育成においては、それぞれの地域の実情がよくわかっているその地域にある大学、専門学校、専門高校等の教育機関が果たす役割が大きい。時代の変化や地域社会のニーズを踏まえ、地域の教育機関も個性を磨き、地域での就職に結びつくような実践的教育や、地域の個性を活かす教育、専門技術を磨く教育等により、地域に貢献する人材を育成することが期待される。

第2部 分野別施策の基本的方向

第2章 産業に関する基本的な施策

第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出

(2) 魅力ある地域産業の展開や地域発イノベーションによる内発的發展

中小企業…の活性化は地域経済ひいては我が国経済にとって不可欠であることから、中小企業の新たな事業展開等を支える環境整備を積極的に推進する。具体的には…地方大学、高等専門学校、専門学校等と連携した実践的な教育による人材育成、ICT化による経営能力の向上支援、技術の円滑な継承のための支援等を積極的に推進する。

第2部 分野別施策の基本的方向

第3章 文化及び観光に関する基本的な施策

第2節 観光振興による地域の活性化

(1) 国際競争力のある魅力的な観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大

魅力ある観光地域づくりの企画や情報発信を行う観光関係人材の育成を図るため、専門学校、大学、大学院等の教育機関との連携を図る。

第9章 多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策

第1節 地域を支える担い手の育成と共助社会づくり

(2) 参加主体の拡大と多様な主体の活動環境の整備

近年、地域と大学や専門学校が連携して地域活動に取り組む事例が増加している。大学等が、社会に貢献する人材の育成や、地域の連携拠点としての機能を果たし、また、大学等や大学生と地域のかかわりが継続的な活動につながるよう、その取組を促進する。